

上田市建設工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上田市（以下「本市」という。）が発注する工事の検査（以下「検査」という。）に関し、条例又は規則に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による検査の実施方法等について必要な事項を定め、厳正かつ的確な検査を行うことにより、請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工 事 本市が発注する「建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事」及び「建設工事に直接関係する測量、調査、設計等の委託業務」をいう。
- (2) 工事担当課 工事を主管する課等をいう。
- (3) 工事担当課長 工事を主管する課等の長をいう。
- (4) 工事担当係長 工事を主管する課等の当該工事の担当係長をいう。
- (5) 監督職員 上田市財務規則（平成18年上田市規則第45号。以下「規則」という。）第130条第2項の規定により、工事担当課長が工事の箇所ごとに監督職員として指定した職員をいう。
- (6) 検査担当課長 検査を行う検査職員が所属する課等の長をいう。

(検査職員)

第3条 規則第131条第2項に規定する検査職員（以下「検査職員」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 専門検査職員 契約検査課工事検査政策幹及び工事検査担当の職員をいう。
- (2) 指定検査職員 契約検査課長が必要と認める場合において指命した係長以上の職にあるものをいう。

2 前項に定める検査職員が行う検査は、次のとおりとする。

- (1) 専門検査職員
 - ア 契約金額が1件500万円以上の建設工事の検査
 - イ 契約金額が1件300万円以上の建設工事に直接関係する測量、調査、設計等の委託業務の検査
 - ウ その他契約検査課長が必要と認めた工事等の検査
- (2) 指定検査職員
 - ア 契約検査課長が必要と認めた建設工事の検査
 - イ 契約検査課長が必要と認めた建設工事に直接関係する測量、調査、設計等の委託業務の検査
 - ウ 契約金額が1件500万円未満の建設工事の検査

(検査の内容)

第4条 検査は、工事の出来形又は成果品を対象とし、当該工事が契約の内容に基づき適正に行われているかどうかを、契約書、設計書、図面、仕様書その他関係書類と対比して、その適否を判断する。

(検査の種類及び実施の時期)

第5条 検査の種類及び実施の時期は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査 契約書、設計図書等に基づき工事が完成したとき。
- (2) 出来高検査 部分払い、工事の打切り又は契約の解除等により、確認を必要とするとき。
- (3) 部分完成検査 工事の完成部分の引渡しを受け使用をするとき。
- (4) 中間検査 工事の施工過程において適正な契約の履行を確保するため契約検査課長又は検査担当課長が必要と認めたとき。

(検査手続)

第6条 工事担当課長は、請負者から完成届、出来形確認申請書又は部分完成届の提出があったとき若しくは中間検査の必要を認めたときは、速やかに工事内容を確認のうえ、検査依頼書及びその他関係書類を添え契約検査課長に提出しなければならない。ただし、契約金額が1件500万円未満の建設工事の検査を除く。

- 2 契約検査課長は、前項の規定により検査の依頼を受けたときは、専門検査職員又は指定検査職員を指命し、工事担当課長に、検査日及び検査職員の職氏名を工事完成検査通知書(様式第1号)、出来高検査通知書(様式第2号)又は部分完成検査通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 工事担当課長は、前項の通知を受けたときは、規則第130条第2項に規定する監督職員及び請負者に、検査日について通知するものとする。
- 4 契約検査課長は、中間検査を実施するときは、検査日の前日までに中間検査通知書(様式第4号)により工事担当課長に通知するものとする。

(契約金額が1件500万円未満の建設工事の検査手続)

第6条の2 工事担当課長は、請負者から完成届、出来形確認申請書又は部分完成届の提出があったとき若しくは中間検査の必要を認めたときは、速やかに工事内容を確認のうえ、工事担当課内の工事担当係長以外の指定検査職員に検査命令を行うものとする。ただし、該当する指定検査職員がいない場合、指定検査職員又は専門検査職員が在籍する他課等の長に検査依頼書及びその他関係書類を添え提出しなければならない。

- 2 前項ただし書きによる、指定検査職員又は専門検査職員が在籍する他課等の長に検査依頼する場合、工事担当課長は、事前に検査依頼する検査担当課長及び検査職員と検査について調整を行うこと。
- 3 検査担当課長は、第1項ただし書きの規定により検査の依頼を受けたときは、指定検査職員又は専門検査職員を指命し、工事担当課長に、検査日及び検査職員の職氏名を工事完成検査通知書(様式第5号)、出来高検査通知書(様式第6号)、部分完成検査通知

書（様式第7号）又は中間検査通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- 4 工事担当課長は、前項の通知を受けたときは、規則第130条第2項に規定する監督職員及び請負者に、検査日について通知するものとする。

（検査の準備）

第7条 監督職員及び請負者は、検査に当たり次に掲げる書類、機器等を準備しなければならない。

- (1) 契約関係書類
- (2) 工事の施工に関する記録その他の必要な資料
- (3) 設計図書で定めた検査に必要な措置
- (4) 検査に必要な機器及び設備
- (5) その他参考となる資料

（検査の実施）

第8条 検査職員は、規則第131条第2項及び第3項の規定により、厳正かつ公正に検査するものとする。

- 2 前項の検査に必要な基準は、別に定める。

- 3 検査職員は、目視できない部分又は計測が困難な部分については、監督職員に工事施工状況等の説明を求め、工事写真その他の関係資料に基づいて検査するものとする。

（検査の立会い）

第9条 検査職員は、検査の実施に当たって監督職員及び請負者又はその代理人を立ち合わせなければならない。また、必要に応じて、工事担当課長が指定した監督職員以外の職員を立ち合わせることができる。

（検査の中止及び是正措置）

第10条 検査職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止し、契約検査課長に報告するとともに工事担当課長へ是正を求めるものとする。ただし、契約金額が1件500万円未満の建設工事の検査を中止する場合は、検査担当課長及び契約検査課長に報告するとともに工事担当課長へ是正を求めるものとする。

- (1) 契約者又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨げて検査を行うことができないとき。
- (2) 工事が未完了で検査を行うことができないとき。
- (3) その他検査職員が検査を行うことを不相当と認めたとき。

- 2 工事担当課長は、前項の規定により是正を求められた場合は、速やかに是正措置を講じ、その結果を契約検査課長に報告し検査を受けるものとする。

- 3 契約検査課長は、第1項の報告を受けた場合、必要な措置を講ずることができる。

（検査の委託）

第11条 契約検査課長又は検査担当課長は、規則第131条第1項の規定により、検査職員以外の者に検査を委託した場合、その結果について、検査報告書その他検査の内容を明確にした書類を提出させるものとする。

2 前項の規定による検査の執行については、契約検査課長又は検査担当課長が必要と認めるときは、専門検査職員又は指定検査員を立ち合わせることができる。

(検査に関する助言及び指導)

第12条 検査職員は、検査に当たり必要と認めるときは、工事担当部局長に対し技術上の助言及び指導を求めることができる。

(検査調書等の作成)

第13条 検査職員は、完成検査、出来高検査又は部分完成検査を終了したときは、規則第133条の規定による検査調書により調書を作成するものとする。

2 検査職員は、中間検査を行ったときは、中間検査調書(様式第5号)により調書を作成するものとする。ただし、契約金額が1件500万円未満の建設工事の中間検査を行ったときは、中間検査調書(様式第9号)により調書を作成するものとする。

3 契約検査課長又は検査担当課長は、前2項の調書を作成後、速やかに工事担当課長に送付するものとする。

(手直し工事の措置)

第14条 契約検査課長又は検査担当課長は、完成検査又は部分完成検査の結果、工事が設計書、仕様書、図面その他契約条件に適合しないと認めるときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 内容が軽易なものであるときは、請負者に対して期間を指定し、修補又は改造を命ずるとともに必要な指示を行わなければならない。

(2) 内容が重大であり、かつ、修補若しくは改造に要する期間が長期にわたると認められたもの又は修補若しくは改造が不可能と認められたものは、その旨及び措置について、工事担当部局長と協議し必要な指示を行わなければならない。ただし、契約金額が1件500万円未満の建設工事においては、その旨及び措置について、工事担当部局長及び契約検査課長と協議し必要な指示を行わなければならない。

(再検査)

第15条 完成検査又は部分完成検査の結果、修補又は改造を命じたものについて、請負者から修補又は改造終了の報告があったときは、更に完成検査又は部分完成検査を行う。ただし、軽易なものについては監督職員に委任することができる。

(工事の成績評定)

第16条 監督職員及び検査職員は、工事完了の通知及び完成検査終了後、速やかに、別に定める上田市工事成績評定要領に基づき評定し、工事成績評定書を作成するものとする。

2 契約検査課長は、工事成績評定書の評定が確定したときは、その写しを工事担当課長に送付するとともに、請負者に工事成績評定書を交付する。

(工事検査結果の通知)

第16条の2 検査職員は、前条第1項による上田市工事成績評定要領に基づく工事成績評定書の作成が不要な場合、上田市建設工事請負契約約款第32条第2項に基づく工事検

査結果通知書の作成後、速やかに請負者へ同通知書を交付する。ただし、契約金額が1
件500万円未満の建設工事の検査においては、工事担当課長を経由して交付する。

(検査記録の整理)

第17条 契約検査課長は、担当した検査の記録を整備しておくものとする。

2 検査担当課長は、担当した検査の記録を検査調書に添付する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、検査職員の検査について必要な事項は別に定め
る。

附 則

この要綱は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。